


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	田村美砂		
件名	東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東京労働局長が、東京都最低賃金を27円引上げ時間額985円に改正することを決定したことに伴い、都費負担臨時職員のうち学校事務職員の日額について時間単価で換算すると最低賃金を下回るため要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表第1に規定された学校事務職員の日額について「7,440円」を「7,670円」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成30年10月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の勤務に係る賃金について適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 最低賃金法の趣旨に沿った対応となる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 訓令の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成30年9月28日開催の教育委員会において承認済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。